

## 第4号様式（第10条第1項）

## 会計年度任用職員募集時勤務条件明示書

所属名	かずさ水道広域連合企業団 総務課
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任期	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務場所	かずさ水道広域連合企業団本庁舎 木更津市潮見二丁目8番地
業務内容	事務補助
勤務時間	週4日（1週間：31時間 1日：8時30分～17時15分）
時間外勤務の有無	無
休憩時間	12時～13時
週休日・休日	週休日 土曜日、日曜日及び事務局長があらかじめ指定する日 休日 「国民の休日に関する法律」に定める休日、年末年始（12月29日～1月3日）
報酬等	1 報酬月額 164,472円（地域手当相当分を含む）（1週間の勤務時間31時間の場合） 2 通勤手当に相当する報酬（有）無 3 期末手当 6月期1.2625月分、12月期1.2625月分の最大2.525月分 ※在職期間により支給額が減少する場合があります。 4 勤勉手当 6月期1.0625月分、12月期1.0625月分の最大2.125月分 ※在職期間により支給額が減少する場合があります。 【※例】4月1日新規採用の場合、その年の6月支給額は、2か月しか勤務していないため通常額の0.3倍となる。 5 退職手当なし
社会保険	雇用保険、厚生年金保険、健康保険（千葉県市町村職員共済組合）に加入
災害補償	労働者災害補償保険法に基づく補償
条件付採用	地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。また、かずさ水道広域連合企業団職員の任用に関する規程第19条の規定により読み替える同規程第18条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、事務局長が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。